

## 「飛行計画記入・通報要領」の一部改正について（概要）

平成 27 年 2 月  
航空局交通管制部運用課

### 1. 背景

航空法及び航空法施行規則に基づく飛行計画の記入及び通報の具体的方法については、「飛行計画記入・通報要領」（以下「要領」という。）により定められている。

今般、山形空港出張所における飛行計画の通報等に関する事務が F S C に集約されるなどからを、本要領を一部改正することとする。

### 2. 概要

- ①飛行計画を F S C に中継することができる空港出張所に山形を追加。
- ②飛行計画を F S C に中継することができる空港出張所から庄内及び鳥取を削除。

### 3. 今後のスケジュール

施行：平成 27 年 4 月 1 日